

公共放送ワーキンググループ（第10回） 議事要旨

1 日時

令和5年6月30日（金）15時00分～16時52分

2 場所

総務省内会議室及びWEB

3 出席者

（1）構成員

三友主査、山本構成員、内山構成員、大谷構成員、落合構成員、央戸構成員、曾我部構成員、瀧構成員、長田構成員、林構成員

（2）オブザーバー・出席者

日本放送協会、（一社）日本民間放送連盟

（一社）日本新聞協会メディア開発委員会 今城委員長、高野委員、梅谷委員

（3）総務省

竹内総務審議官、小笠原情報流通行政局長、山崎大臣官房審議官、林情報流通行政局総務課長、飯倉同局放送政策課長、岸同課企画官

4 議事要旨

（1）日本放送協会からの説明

日本放送協会 根本理事から、資料10-1に基づき、説明が行われた。

（2）事務局説明

事務局から、資料10-2及び資料10-3に基づき、説明が行われた。

（3）その他

（一社）日本新聞協会メディア開発委員会 今城委員長から、資料10-6に基づき、説明が行われた。

(4) 質疑応答・意見交換

各構成員から以下のとおり質疑があった。

【落合構成員】

私からまず、本ワーキンググループでの議論の進め方についてコメントをさせていただきたいと思います。

前回の会合において、民放連、新聞協会の方々からも、質問への回答がないことについて意見が出されておりまして、今回も含めて、新聞協会の方々からは、回答がないことを理由に取りまとめを見送るように求める意見が出されている状況であると認識しております。しかしながら、今回、回答でお示しした内容から明らかなおお、質問事項のほとんどが、議論を取りまとめた段階でなければ最終的に責任を持って回答ができる内容ではないと思っております。そういった中で、これまでも各質問事項に関して議論することは意識してこのワーキンググループ内でも議論を積み重ねてきておりまして、真摯に回答に答えを出していきたいという形でワーキングで議論を重ねていることについては、ぜひ、新聞協会や民放連の方々にも御理解をいただきたいと思っております。

むしろ取りまとめをできなければしっかりとした回答もできないということでもありますので、これまで回答がなかったことだけをもって、取りまとめの見送りにはならないのではないかと考えております。今後しっかり議論をしていくためにも、一定のタイミングでしっかり議論をまとめていくべきだと考えております。

また、昨年9月から論点を洗い出して丁寧に整理を進めてくるという中で、今回、NHKからも必須業務とする場合の業務範囲の考え方については、さらに補足的な説明資料も出していただいて、先ほども御説明をいただいたところです。

本ワーキンググループとして、夏頃の取りまとめがもともと求められていることを踏まえて、論点ごとの意見集約を見据えて、各構成員から意見を述べていただくという形で進めることが大事ではないかと思っておりますし、このタイミングで意見を固めて、新聞協会、民放連の方々の御質問にも一定の見解を示しつつ、しっかりとこういう議論が整理されたということを示した上でも、さらに、取りまとめをされてもまだ議論は続くものだと思います。詳細の設計はここで全部は決め切れないと思っておりますので、そういった意味で、まずは一定の取りまとめを行っていただければと思いますが、いかがでしょうか。

【三友主査】

この会議にとって、大変重要な御指摘だと理解いたします。皆さんに御賛同いただけるようであれば、今回も含めまして、さらに丁寧に議論を尽くしていただいた上で取りまとめに向かっていけ

ればと思っております。皆様からの御賛同がいただければ、そういう形で進められればということでございます。何か事務局からございますでしょうか。

【岸放送政策課企画官】

今、落合構成員から御意見があつて、三友主査からお考えをお示しいただきました。事務局としては、今回の意見交換の内容も踏まえて、しっかり議論を整理していきたいというふうに思います。

【三友主査】

落合構成員、そのような形でよろしいでしょうか。

【落合構成員】

ぜひよろしく願いいたします。

【曾我部構成員】

ただいまの落合構成員の御提案については、私も賛同しておりますということをまず申し上げて、質問と意見を少し幾つか申し上げたいと思います。

まず質問1点目、質問はいずれもNHKに対するものであります。新たな「報道サイト」について、現在の理解増進情報とは概念的には再構成されたものになるわけですが、実際のコンテンツとしましては、次に御質問申し上げる点は保留するとして、類似点も多いはずであります。そこで伺いたいのは、現在のNHK NEWS WEBはウェブ上で無料提供しておりますが、新たな体制の下では、受信契約締結義務との関係ではどう整理されるつもりなのかということです。つまり、アプリについては、このワーキンググループでも若干の議論があったところですが、ウェブに関してはどうなるのかということです。受信料の論点は今のアジェンダでないことは承知しているわけですが、やはり業務範囲を検討するに当たっても、一定のイメージ、お考えをお示しいただく必要があるのではないかということでお伺いする次第です。

質問2点目は、NHK NEWS WEBと新たな「報道サイト」との違いについてでございます。具体的には、資料の4ページにインターネット活用業務実施基準の条文がありますが、第5条で、現在の政治マガジンや事件記者noteといったコンテンツは、恐らく第5条第3号の「放送番組の内容を解説・補足するもの」に当たると思うのですが、そういう理解でよいかということです。他方で、資料の2ページ右下の、「放送と同一の情報内容」を今後提供して、必須業務とするということをおっしゃるわけですが、この記載ぶりからすると、「同一」とある以上、「解説・補足」は含まない

と理解できると思います。そうだとすれば、政治マガジンや事件記者noteなどのコンテンツは、現時点で想定されている必須業務には含まれないという理解になると思うのですが、そういった理解でよいのでしょうかというのが質問2点目です。

これはお答えいただいてから、もう1回意見を申し上げたほうがいいのかもかもしれませんが、まとめて申し上げますと、意見の1つ目は、以前、NHKのほうからお示しいただいた業務範囲の考え方の基本的なコンセプトについてです。「放送と同様の効用」や「『放送』と同一の情報内容の多元提供」、「放送と同様の効用で異なる態様のもの」という先般いただいた整理については、私は基本的には賛成しております。このワーキンググループでも、この点についてどう考えるのかというのはコンセンサスをいただければと思っております。

意見の2つ目は、先ほどの質問の2点目と関わるので回答を先取りしておりますが、要するに、今、提供されている政治マガジンや事件記者noteなどは、新たな「報道サイト」では提供されないという理解に基づいて御質問をさせていただきます。これらのコンテンツは、新聞協会のご発言にあったとおり、確かに新聞等のウェブコンテンツと競合するよう見えます。ですので、多元性の観点から慎重な扱いが必要でありまして、その意味では今想定する必須業務に含まれないとされることには理解できる場所がございます。しかし、これまでのワーキンググループでも出ていたとおり、テキスト情報をNHKが提供することがどの程度他の民間報道機関に影響するのかということについては、エビデンスがないというのが現状でもあります。また、こういうコンテンツの提供が国民にとって有益であるということも否定できないところであります。そうしますと、将来的に競争への影響を評価することを前提に、こういうコンテンツ、テキスト情報の提供を行う余地を今回の制度改正で認めておくことが適当ではないかと考える次第です。これは、意見の2点目ということになります。

【日本放送協会 根本理事】

まず1点目、「報道サイト」につきましては、開かれた窓という役割も必要ですし、大事だと思っております。他方、フリーライドという問題もあると思いますので、この辺はしっかり議論をしていく必要があると考えております。

それから、個々のサービス、コンテンツの件は、この場でお答えを差し控えたいとは思いますが、必須業務化した場合は、理解増進情報のうち「解説・補足」のようなものは含まれず、これは再整理されていくということを想定しているところでございます。

【曾我部構成員】

先の話は分からないということはごもっともですが、現在の政治マガジン事件記者noteなどのコンテンツは、現在のインターネット活用業務実施基準においてどういう位置づけになっているのかという点はいかがでしょう。

【日本放送協会 根本理事】

例えば政治マガジンを考えた場合に、実際1つのサイトといっても複数の類型に該当するものが入っていると理解しております。ですから、サイトの中身として解説・補足的なものもあれば違うようなものもあるので、一律に、政治マガジンがこれだというふうに断定はなかなか難しいと思っております。色々な種類があると思っております。

【曾我部構成員】

補足・解説に関わる部分もあるということで理解しました。

【瀧構成員】

最初に、落合構成員の御提案の議論の進め方については私も賛成するものでございますので、その形で進められればと思っております。

議論の進め方について1点と、私なりにNHKの資料について感じたことがコメントで2点ございますので、コメントではあるのですが、もし捉え方が間違っている等々意見がございましたら、NHKから追って反応いただければと思います。

まず、議論の進め方についてですが、今回資料において、NHKから理解増進情報について、テーブルの形式で全体像を見せていただいたことは大変有益なインプットと思います。私自身、そこがなかなか分かっていなかったもので、全体像が見えたことで議論はとても進めやすくなったものと思っております。ただ、ここで個別にミクロでそれぞれを仕分けるような形の議論の展開があるというのは恐れているところがございますので、といいますのは、今時点の制度であったりとか期待値の下で現在のものがあるというところでありまして、個々のサービスの是非を今ここで決めてしまうということは、これから様々に必須業務化する中でいろいろな創意工夫がされていくものだと思っているのですけれども、その可能性であるとか、工夫の余地を摘んでしまうものではないだろうかというふうに思っておりますので、やはりミクロで個別に仕分けるという方向性は妥当ではないのかなと思っております。

今回の議論の目的というのも、あくまで現状のas is(アズイズ)の話ではなくて、これからインターネット上で民放との二元体制を実現することのto be(ツー・ビー)の政策を議論することだと思っ

ておりますので、やはりミクロのところに踏み込むのではなく、これは必須業務化する際に、「純化」という言葉もやや抽象表現ですので、それを分かりやすく伝えるものとしてお伝えいただいたものなのかなと感じたというところでございます。

次に、2つほど意見を述べさせていただきます。NHKの資料に対してでございます。まず1つ目は、NHKとしてインターネット配信を必須業務として限定的に行っていくという考え方は理解いたしましたところですが、やはり放送とネットがNHKの両方が必須業務となった場合に、見てもらわないとしようがないと、見てもらわないと意味がないというところでございますので、NHK自体の存在意義を分かってもらうという意味での理解増進というのは必要ではと思っております。ここも野放図にというわけではございませんが、無料のコンテンツもNHK自体の存在意義を分かっていたくためには必要なのではないかと思っておりますので、適切な競争上のプロセスを踏んで分析をすると、できる範囲でやるというのが基本的な方向ではないかなと思っております。もし、こういう方向が異なるようでしたらお知らせくださいというのが1つ目でございます。

あと、2つ目が、今回テーブルで見せていただいた中で、私の中ではこれはどういう扱いになるのだろうというのが、例えば、ツイッター上で例えば大河ドラマについてリアルタイムで、中継といますか、呼び寄せをしているというのがあったりしますし、あとnoteとかでも、編集といますか取材後記的なものもあったりいたします。これもそれぞれにNHKに対して、もしくはテレビに対しての誘引効果があるものと思っておりますし、むしろテレビを持っていない人たちにテレビに来てもらうための動線としては、そういうインターネット上の他のプラットフォームの存在というのは極めて重要なものだと思っております。そういうときに、前回の会合では、新聞協会から、これはやはり競争上の懸念のおそれがあるとは示されているものの、それを理由として直ちにほかのインターネットプラットフォームへのコンテンツ提供を不可とするべきではないのではないかなと思っております。やはりこれも先ほどと同じですが、競争上の懸念があるものではございますので、ちゃんとその競争評価の仕組みを入れながら、適切にアセスメントをしていくべきというふうに思っている次第でございます。

この考え方につきましても、もし大きな違和感がある場合には教えていただければというところでございます。

【日本放送協会 根本理事】

今頂戴した御意見、御質問につきまして、違和感は感じておりません。やはり基本となる考え方としまして、放送からだけ情報を得る方も、ネットからだけ情報を得る方も、等しくNHKの価値を享受いただくように努めるのは必須業務化の基本だというふうに理解しておりますので、それに

沿った形で業務を行っていくということです。もちろん野放図に何でも行うのではなく、その基本線をしっかり守り、あと競争環境の評価につきましても、資料説明で申し上げたようなプロセス等を経てしっかり対応したいというふうに考えております。

【大谷構成員】

コメントを2点させていただければと思います。

まず、現在はどのような社会かという、視聴者の多くの方が、放送よりもネットを主な情報源にしているという変化が猛スピードで進んでいるという認識をすべきだと思っております、ここではNHKのネット活用業務を必須業務化することで、伝送路に関わらず、必要な公共性のある情報を届けていくということが、デジタル時代の公共放送の役割だと私自身は思っております。今回拝見したNHKの資料の最初のページでございますが、現在のNHKプラスについて、テレビを保有していないインターネットのみの利用者は視聴不可と書かれているところです。任意業務の限界というのがまさにここにあると思っております、必須業務とすることによって、テレビ受信機を持つか持たないかに関わらずNHKのコンテンツを視聴できるようにして、公共放送としての役割を果たしていただくことが必要だというのが私の考えです。これは、NHKも同じ理解でいっちゃると思うのですが、そのプレゼンの趣旨、誤解していないか、御確認いただければと思っております。

そして、同じことですが、民放連やそれから新聞協会から、必須業務化で何が変わるのかという質問を繰り返し問いかけていたと思っておりますが、テレビを持たない方が、民放や新聞のコンテンツにネットで触れられるのと同様に、NHKコンテンツにも触れられるようになるという、そういう変化が生じることだという理解を前回の会合のときに確認させていただいたと思っております。民放連、それから新聞協会に御異論がないことを改めて確認できればと思います。

それからもう一つの論点が、先ほど競争評価、ガバナンスといったことでテーマになっていたところですが、今般、不適切な調達ということがありまして、ガバナンスの問題点が明らかになったわけですが、民放連、新聞協会から鋭く御指摘いただいておりますように、十分な改善を図ることは必要だというのは大賛成でございます。この点について、このワーキンググループのメンバーの考え方というのはいささかも揺らいではないと思っておりますが、改善を見極めてから必須業務化とした場合のあるべき姿、to beを考えるとということではなく、むしろ今先行して議論を行い、それとのギャップが顕在化しているということであれば、そのギャップを認めた上で是正するためのタイムラインを明示するということが必要かと思っております。現在は、to beの姿についての政策の検討について立ち止まるわけにはいかないと考えております。

【日本放送協会 根本理事】

大谷構成員御指摘のとおり、やはりNHKの中核となる仕事をネットでも行っていきたいと考えております。これまでもNHKは民主主義の発達に寄与してきたと考えておりますけれども、これは何もひとりNHKが独自に行うのではなくて、新聞、民放、そしてNHKが切磋琢磨をして、様々な意見を出し合って議論する中で日本の民主主義は発達してきたと思っております。こうした役割をネット空間でも果たしていきたいと思っております。

また、改めて、繰り返しになってしまいますが、必須業務となった場合は、テレビが主、ネットが従というのではなくて、やはりテレビと同等にネットでも見ていただくということを通して役割を果たしていきたいと考えているところでございます。

【日本民間放送連盟 本橋事務局長】

大谷構成員からの御指摘でございますが、確かに民放と新聞がネット上で触れられるように、NHKにも触れられるようになることですが、任意業務の状況でも、ニュースサイトを含めてかなりNHKの情報は幅広くネット上に出ている現状があるので、それが必須業務化とどこがどう変わってくるのかというのは、依然として少し疑問だと思えます。

あとは、財源との関係をどう考えるのかが一番大きいのではないかと、受信料制度との整合性の問題もあるのではないかと思えます。

【日本新聞協会メディア開発委員会 今城委員長】

前回の長田構成員とのやり取りでは、テレビと同様にネットでもNHKのコンテンツに触れることが必要という考え方については、決して反対するつもりはないと述べさせていただいております。ただ、今の段階で同時配信の必須業務化が認められているとは考えておりません。先ほど申し上げましたように、競争ルール、それから多様性や多元性をネット空間で保つために今後どうしていくのかというところ、受信料制度の在り方も含めて、やはり多様な積み残し課題があると考えております。

ですので、現段階で、個別の業務範囲の是非について、まだ判断できる段階にないと我々としては考えております。

【日本新聞協会メディア開発委員会 梅谷委員】

少し補足いたします。そもそも必須業務化の必要性ということで、このワーキンググループでも

インフォメーションヘルス、情報の健全性のためにということがあったと思います。そこを考えると、現在まで年間200億円という膨大な予算で、今後報道サイトが変わろうとしているが、NHK NEWS WEB、その中に入っている理解増進情報等々、民間側からしたら相当な情報をネット空間に無料で出しています。インフォメーションヘルスというのがなかなかかなわないというところで、必須業務化して放送番組そのもののコンテンツをネットに出すことで、なぜそれがインフォメーションヘルスが高まることになるのかというのが、よく分からないところです。NHKは「情報空間の参照点」という形でおっしゃっているのですが、放送番組そのものがネット空間にないと、なかなかそうならないという理由がいまだによく分かっておりません。例えばニュースウォッチ9などニュース番組がありますが、その中の個別のニュース自体はNHK NEWS WEBでたくさん出されているわけで、これは無料で皆さん接せられていることなわけです。そうしますと、そういうものじゃないもので番組がネットに出ることで情報の健全性が高まるといいますと、報道系番組じゃないものはなかなか対象じゃないでしょうからよく分かりませんが、ほかのクローズアップ現代や首都圏ネットワークなど、そういう番組のコンテンツがネット上に出されれば情報の健全性が高まると、そういう意味合いなのでしょうか。必須業務化と、そもそもの理由である情報空間の参照点や情報の健全性が高まるという関係を、もう一度NHKも含めて逆にお伺いしたいです。

【大谷構成員】

恐らく今の御回答の中に、テレビを持つ人とテレビを持たない人との違いを是正するというか、必須業務化することによってそれが変わってくるということの相互理解、認識、その部分での共通点はあると確認させていただけたと思います。それのもたらす効用ということについては様々な議論があるところですし、競争評価というような観点で、さらに議論を深めるべき論点もあるということはお示唆いただいたものの、必須業務化の趣旨ということについて、恐らく認識の相違はないと受け止めさせていただきました。

【林構成員】

1点目は、冒頭、落合構成員がおっしゃった点ですけれども、私も賛同いたします。これまで民放連や新聞協会から、NHKのインターネット活用業務を必須業務化することに伴って競争上の懸念というものが寄せられているわけですけれども、その懸念に対処するためにも、もし必須業務化するのであれば、その場合にはそれとセットで競争評価の仕組みを導入するということが必須であるということ、私、この場で再三申し上げてまいりました。もし可能であれば、そういった基本認識を本日このワーキンググループの場で構成員間の皆様で共有できればと思っております。まず、こ

れが1点目です。

2点目は、競争評価という場合、ここは協会内部での競争のアセスメントだけじゃなくて、総務省自身によるモニタリングレビューが必要だということも、これも再三申し上げてまいりました。私、総務省による放送の競争評価というのは、ある意味、通信の場合以上に放送の場になじむのではないかと思っております、と申しますのも、通信事業者というのはほとんどは全国的に事業展開して主に本省対応であるのに対して、放送事業者というのはほぼ全てが地元密着型で、ローカル局の場合は再免許等の窓口になっている各総合通信局が各放送事業者の経営課題の理解に励むべきという考え方から、地元のローカル局さんと直接対話を進めておられる例もあるというふうに聞きます。

要は、競争評価というと堅苦しいですが、地方の実情を含めた放送市場を俯瞰的に見る場として、例えば放送市場検証会議といったものを機能させれば、狭い意味での競争評価の場だけじゃなくて、これまであまりなかった地方の放送事業者の声を聞く場にもすることができるのではないかかと思っております、このことは本ワーキンググループで、ローカル局自身の声を聞く機会というのがやや乏しかったことに対しては若干違和感を覚えているということの裏返しでもあります。

なお、NHK自身が行う競争評価結果に対して、予算提出時の大臣意見として付すということで、総務省の検討結果を電監審とか国会審議による公正かつ民主的なチェックを受ける方向で考えてはどうかということは、このワーキンググループの場でも私も申し上げたことがあるのですが、もちろん今もそのように考えています。ただ、大臣意見の放送法上の位置づけというのは、放送法上NHKを名宛人としたものではなくて、国会の予算決算審議に資するためのものとなっていて、大臣意見においてNHKに競争上の対応を公式に求めていくということは、少なくとも総務省としては難しいだろうと思います。つまり、立てつけとしては、主体はあくまで国会がNHKに対して、大臣はこうおっしゃっているけれども、どうなっているのだという説明を求める立てつけになっていますので、もちろんそういったプロセスというのは極めて重要ですが、そのための参考資料としての大臣意見とは別に、例えば先ほどから提案しております有識者等からなる放送市場検証会議的なものを設置して、言わば総務省が主体となって、NHKに対して競争上の対応について直接物を申す場というのを設置するということが必要だろうと思います。

なお、関連して1点質問ですが、NHKが本日御説明されている7ページ目で、一種の共同規制的アプローチを志向されていると思います。これは私もそのような方向で考えているのですが、競争レビューを数年に一度とされているのはいかがなものかと思えます。これだけ激しく進展している視聴覚メディアサービス市場において、数年に一度のレビューで果たして十分なのかと思えます。例えば毎年度行うなど、形だけでない競争評価の工夫というのは必要だろうと思います。その点、

数年一度とされている趣旨についてNHKに確認させていただきますと幸いです。

最後に3点目、全般的に印象論ですが、この間の本ワーキンググループの図式として、どうもNHK対民間放送事業者あるいは新聞協会という二項対立的なものが前面に出ているような感じがするのですが、そもそも地上波と新聞共通の大きな経営課題としてデジタルプラットフォームとの競争があるというのは紛れもない事実で、そこはNHKだろうと民放だろうと皆さんが認めておられるわけで、そこに視聴者の可処分時間をめぐる競争と、広告収入をめぐる競争、これは地上波のみですけれども、こういう二面が激しくなっているというのも御案内のとおりかと思えます。現実問題として、そういうある種のアテンションエコノミー下における視聴競争、広告競争のフェーズに入っているということを正面から受け止めた上で、その中で動画配信プラットフォーム等との競争に埋没しないような、言い換えれば放送のプロミネンスに配慮した、放送全体のエコシステムなりプラットフォームというものを一緒に考えなければならない段階に来ていると思っています。なぜこういうことを申すかと申しますと、最近、ある地方のローカル局の経営者の方とお話する機会があったのですが、私ごとながら、地上波は民放もNHKも共通の課題を抱えた運命共同体だという御意見を複数伺いました。そういう意味で、民放の共通プラットフォームと併せてNHKのプラットフォームを期待する声も聞きました。だからというわけじゃないですが、要は近視眼的な、ゼロサム的な競争感に偏るのではなくて、中長期的なプラスサム的な競争で物事を考えていかないと、少し厳しいのではないかと思っております。

【三友主査】

最後の点は非常に重要な指摘だというふうに私も思います。目の前の競争に関する議論に陥っているところもございまして、その点は私としても反省しないといけないと思っております。

【日本放送協会 根本理事】

数年一度と表記いたしましたのは、海外の事例の1つとして説明したことでございまして、これはこれからの議論によって色々な方法、頻度というものはあると考えております。

【宍戸構成員】

私からは、大きく4点意見を申し上げたいと思います。

第一に、同時配信の必須業務化についての本ワーキンググループの大きな議論の方向性でございます。これについては、議論を重ねてきましたところ、NHKより、ワーキンググループとのやり取りを通じて、放送の同時配信、見逃しと報道サイト等の具体像の提示があり、その基礎に多元性確

保を置くという旨の御説明を繰り返しいただいているところでございます。先ほどの新聞協会様の御質問にも関わるところだと思いますが、私、林構成員のおっしゃられたことと認識を共通しております。角度を変えて申しますと、NHKがデジタル社会の参照点の役割を果たすということは、民放、新聞等との連携とも併せて、デジタル社会におけるメディアジャーナリズムへの社会的理解を促進し知る権利に奉仕するジャーナリズムの持続可能性について、全体的な底上げをすることにも資するものであり、また、そのように規律しなければならないと考えております。

そのような観点から、そのための手段といたしまして、同時配信の必須業務化により、NHKに重たい責任を課すということに私は賛成でございます。落合構成員から、冒頭、ワーキンググループの議論の進め方に対して御提案ありましたけれども、その点についても私は賛成ございまして、この方向で財源・規律等の具体化を進めるということではいかがかと思っております。これが1点目でございます。

2点目でございます。その財源について、この問題はどうするのだということが、繰り返し、本日も民放連から御指摘ありましたので、改めて私自身の考えを申し上げたいと思っております。受信料制度等の関係につきましては、具体的に3つに分けて、受信契約締結者との関係、非締結者との関係、それからNHKとの競争関係にある新聞様、民放様を含めた情報発信者の3面から具体的に整理をしていくべきものと思っております。契約締結者との関係では、必須業務化された同時配信等は、放送の普及、効用をもたらすという放送法第1条の目的規定を、言わばデジタル社会にふさわしくアップデートするところがあり、視聴者の支払う受信料の価値・効率を高めるものとして問題ないものと思われま。非締結者との関係については、前回、申し上げたとおりですけれども、フリーライドを排除するとともに、受信者共同体に加入して放送制度を支えることに自らコミットした方に負担を求めるという受信料制度の趣旨から見ても、受信料相当額の支払いを求めるとことで受信料制度との齟齬はなく、また、その延長線上で整理できるものと思っております。第3が競争の問題でございます。これについては、国家補助の問題がこのワーキンググループでも指摘され、また、知る権利や情報の多様性、言論市場の多元性をゆがめることにならないようにするということが、受信料制度という財源が投入されることとの関係で肝要でございますけれども、これは規律によって排除すべきものと思われま。

3つ目に、その規律でございます。この規律につきましては、実体的規律と手続規律とに分かれますが、その実体的規律の中身について言いますと、まずは言論報道機関としてのNHKの自主自律、あるいは変化するデジタル社会における創意工夫に委ねるべき部分が大きいということは、瀧構成員が先ほど御指摘されたとおりに思っております。しかし、繰り返しになりますが、これは多元性確保を含めて、今のようにネットサービスを放送の片手間で行うという話ではなくて、NHK

にデジタル社会において公衆を形成する重たい責務を課すものであると位置づけるべきものでございます。

つきましては、御提案でございますが、必須業務化に合わせて、放送法第81条のNHKに関する放送番組の編集等の特例に思い切って手を入れ、デジタル社会において、知る権利の公平な享受を実現すべきこと、ジャーナリズムと、公正な報道とその多元性の維持発展に貢献することなどをNHKの責務として明記し、それによって、必須業務と付随業務の実体的な枠を法律で定め、さらに自主自律による事業計画や番組基準、編集基本計画等で具体化を求めるべきではないかと考えております。

手続的規律、すなわちガバナンスについてでございます。デジタル社会の参照点たらんとして、また、受信契約者以外のインターネットサービス利用者に対しても責任を負うNHKが、「民主的かつ多元的な基盤に基づきつつ自律的に運営される事業体」という最高裁が求めている役割を果たし続けるようにするためには、その根幹にある経営委員会制度が非常に重要でございます。このような責任を放送法第28条、第32条等において明記する、併せて必須業務の規律を判断できるようにするため、デジタル、あるいは競争評価に専門的知見を有する者を必ず経営委員として選任するというのも、法制度上検討すべきではないかと思っております。その上で、自主自律を維持しつつ、競争評価を的確に行うことができるよう、既にNHKから本日も御説明ありましたが、NHK内部では執行部から独立した専門家組織を法律上必置とし、その作業を踏まえて、最終議決機関たる経営委員会が競争評価を行う権限と責任を有することとすべきではないかと思っております。

それから、林構成員もおっしゃいましたように、新規の事業の実施や定期的なレビューについて、総務省が民放あるいは新聞協会、新聞様等々から情報提供や意見を受けながら、公正な手続で的確な検証を行うための体制を整備すべきものというふうに思います。

本日のNHK御提出の資料7ページで申しますと、NHK自らが事前審査、パブコメなどを行って各年度の予算事業計画に盛り込む考えが示されており、これに対して、先ほど林構成員から、しっかり総務省でのチェックと、放送競争会議、評価会議のようなものも必要ではないか、例えば予算提出時の大臣意見では弱いのではないか、あるいは、NHKの定期的なレビューは本来毎年度ぐらい行っていくべきでないかという御提案もございました。これら、いずれも傾聴に値するものと思っておりますし、具体的な制度化を図っていくべきものと思っております。その際には、繰り返しになりますが、毎年度の大臣の意見を予算提出時につけるところがそれなりに電監審を通して重たい手続であることのほか、NHK御自身が一定のサイクルで中期計画等を定められるタイミングで、新規事業の判断であったり、あるいはそれまでのレビューであったりとうまく組み合わせられるように、NHK全体に関する規律の時間軸の中でどうしていくのがいいのか、今後議論していくことが必要で

はないかということをし添えたいと思います。

最後の4点目でございます。これに関連して、NHKの現状のガバナンスにつきましては、昨今の事案から見ても問題が多いということは、度々この場で私が強調してきたところでございます。資料10-5、10-6にある経営委員会、監査委員会の御回答は、研究者として正直に申し上げますが、平成19年法改正による協会ガバナンス強化のための経営委員会の最高議決機関、執行監督機関としての地位の強化、監査委員会の設置による監査制度の確立、令和元年法改正による役員の忠実義務の明確化等の趣旨を十分理解されているものとは到底思われません。この点につきましては、必須業務化の取りまとめと、それに伴う、先ほど申し上げました、あるべきガバナンスの議論とは別に重大な問題でございますので、経営委員会、監査委員会を含む現状のNHKのガバナンス上の課題の検証とその改革が必要であると考えます。この点、大谷構成員からもそのようにおっしゃっていただいたのは大変心強く思いますが、もし可能であれば、このワーキンググループでも、そのような方向であるということであれば、総務省あるいはデジタル放送検討会において、別途早急に御検討を開始されるということをし強く要望したいと思います。

【三友主査】

大変具体的に御提案、御提言いただきまして、どうもありがとうございます。また、先ほどの新聞協会の御質問に対しても答えていただきまして、重ねて御礼申し上げます。

今、宍戸先生から御指摘いただきました、特に4点目の問題というのは、非常に大きい問題ではあるわけで、これまで新聞協会やあるいは民放連からも御指摘を受けているところではあります。ただし、御趣旨としては、この件と、今行われている業務に関する検討、特に必須業務化に関する検討とは分けてという趣旨のようにもお伺いいたしました。ただし、総務省に対して一定の役割を果たすべきという非常に強い御意見でもございます。この点、総務省にも内容を確認したいと思いますので、事務局、いかがでしょうか。今の御指摘につきまして、お考えを述べていただければというふうに思います。

【飯倉放送政策課長】

いただきました御意見のうち4点目につきまして、事務局としてお話をさせていただきます。

NHKのガバナンスの問題について、これまでも総務省といたしまして、有識者会議等で見直しの議論、お願いをしてやってきていただいた、そして度々、法改正などもしてきた次第です。こちらに関しましては、これからも不断の見直しが必要なものと認識をしております。

御指摘いただきました事案につきましては、今現在、執行部及び経営委員会双方を含めて、NH

K全体として、意思決定の在り方や再発防止策、こういったものについて検討を行っているという聞いております。その結果を踏まえまして、責任あるNHKのガバナンス体制の構築に向けて対応を考えることになると聞いております。

【宍戸構成員】

先ほど私の発言の趣旨は三友座長に的確にまとめていただいたとおりでございますし、今、飯倉課長から御説明いただいたとおりに進むことを強く希望しております。

【長田構成員】

これまでの構成員の先生方のお話で、私が基本的なことを質問しようと思っていたのはもういいのかなという感じになっていますが、御参加の皆さんに忘れずにいていただきたいのは、視聴者・国民など、見ている人たち、そして今はテレビがなくて、テレビを見られないけれどもNHKも見たいと思っている人たちがどうやったら見られるのかというようなことを考えて、今回はこの課題が取り上げられていると思います。

今、先生方のお話を伺っていて、新聞協会も民放連も、同時にネットで放送することについては反対されていないというふうに私は認識をし直しましたので、そのことはぜひ進めていただきたいと思っています。

そして、ニュースについて、ネットという場所の性格も生かしながら、放送と同等の情報提供というのは、放送を見ている人でも、例えば、お料理のレシピはネットで見たいという方がいらっしゃると思います。そういう情報提供、シンプルにした情報提供というのは、ぜひ提供していただきたいと思います。かつ、それが新聞協会の御意見のところにも、どんどん進み過ぎたら多元性が損なわれるというようなことが書いてありますけれども、そうならないようにするための仕組みを今いろいろ先生方からお話いただいたと思っていますので、ぜひ、まず、視聴者・国民が見たいと思っていることにはきちんと答えていただきたいと思って、このワーキンググループがそのように進むといいと思っています。

加えて、NHKのほうもガバナンスとかいろいろ指摘されていることもありますけれども、放送という番組をきちんと丁寧につくっていただいいて、そして、放送でうまく伝わらなかったことをネットで付加すればいいやというような考え方ではないということは何度もおっしゃっていたと思いますけれども、それは放送を大事にしながらコンテンツを大切につくっていただきたい、そして、前にも申し上げましたけれども、これはどうなのと思うようなことがあったときには、きちんとそれに応えていただくといいというその体制もつくっていただきたいと思います。

民放連も新聞協会も、私のような理解でいかがでしょうかというのを最後に確認させていただければと思いますが、いかがでしょうか。

【三友主査】

とても重要な指摘だと思います。やはり国民の求めているもの、これを提供するというのが非常に重要なことだと思います。今、確認をとということでございましたので、ぜひ民放連、そして新聞協会から、今の長田構成員の御発言につきまして、もしよろしければ御回答いただければというふうに思います。

【日本民間放送連盟 本橋事務局長】

一般国民の目線、ユーザーの目線、視聴者の目線で、そうしたニーズがあることについては、昨日のタスクフォースでも申し上げましたが、事業者としても重く受け止めるべきという点は何の異存、異論もないところでございます。

また繰り返しになりますが、それが本当に必須業務化しなければ実現できないものなのかについては、まだ依然として疑問があるということと、やはり先ほどもいろいろと御議論がありましたが、財源の問題をどのように整理をしていくのか、受信料制度との整合性をどのように取っていくのかという点については、私どもとしては十分理解ができていないところでございます。

【日本新聞協会メディア開発委員会 今城委員長】

先ほどの回答と被るかも分かりませんが、我々としても、同時配信については全てを否定するつもりはないというふうにはこれまでも述べてまいりました。

ただ、国民が見たいと思っていることが見られるというところは、我々新聞業界も同じことに応えないといけないと思っております、その際に、これまで指摘していますように、収益性について、200億という巨大なデジタル経費を使ってNHKが参入してくるというところで、逆に多様性と多元性が損なわれるのではないかと懸念を抱いているというのが我々の意見です。

【長田構成員】

そういう御回答なのだろうと思いましたが、それでも、我々が負担している受信料でそれを賄っていただくときに、特にどんな場合にもきちんと流してもらいたいということは必須業務でやっていくべきだと思っておりますし、収入の在り方というのは、それぞれのメディアの性格というものもあるのだと思います。そこだけをもって、NHKが必須業務化したからといって、何か多元

性が損なわれるというところがあるのかについては、いろいろな情報を我々は入手したいと思っていて、新聞もそうですけれども、簡単な、最初の部分だけツイッターとかで流れてきて読みたいと思っても、あとは契約してログインした人しか読めないみたいなものはいっぱいあると思うのですけれども、でも、それはその記事を何とか読みたいと思ったりするということは、新聞の方もいろんな努力はされていると思うので、そういうところは、別にそれぞれやられているのだからいいのではないかと思ったりしました。

【内山構成員】

質問と感想です。先にNHKと民放連に質問をさせてください。

今日は10回目の会合ですが、ずっとこの議論をやっていて、ディテールに入ってスタックしているという印象が非常に強くあります。ですので、1回、大綱に少し戻ってみたいという思いがありまして、こんな質問を考えました。

大きく3つありますが、1つ目、同業者として常に双方二元体制というのをおっしゃいます。実際、民放はNHKに何を期待されていますか。あるいは逆に、NHKは民放に何を期待されて、この二元体制というのをつくろうとされていますかというのが1点目です。これは双方に御質問になります。

それから2点目は、日本の放送産業の歴史みたいなものを考えたときに、いろんなことを、例えば郵政省や総務省が、新しい課題が生まれたり、新しい技術モノができたからやってみようねというふうに言って、そのときにNHKには安定財源もありますので、先導的にリスクを踏んで、結果的に産業全体の発展に貢献するというような事例というのは、これまで非常にたくさんあったように思います。今後においても、こうした基本的な考え方に民放連は賛同されるのかされないのか、つまり、NHKが先にいろんなことをやって市場開拓をしたり、新しい技術を開発したり、新しい何かをやっていくということに関しては、もはやNHKは不要というふうに考えるのか、あるいは引き続きそういう期待というのは、民放から見てNHKに対してあるのかどうかというのが2点目の質問、これは民放連さんに対する御質問になります。

3点目は、これは双方です。NHKの答えはもう見えていますが、基本的に放送産業のネットシフト、それが例えば来年、再来年というそういう短期の話じゃなくて、本当に10年、20年という長いレンジのところで放送産業のネットシフトというのは必然なのかどうなのかということです。必然と考えずに、今後も電波リニア事業にしがみついていくのか、ネットに逃げていくユーザーは追いつけないのですか？という御質問は、一応双方にさせていただきたいなと思います。その上で、感想を述べさせてください。

【日本放送協会 根本理事】

私どもは民放に大いに期待をしておりますし、これまでも、これからもそうだと思います。放送法に掲げてられております、健全な民主主義の発達に資するという意味では、役割あるいはコンテンツの中身も含めて様々な形が必要ですし、その上でも、民放との二元体制で切磋琢磨するということが必要であるというふうに思っておりますし、これからもそこは変わらないというふうに思います。

その部分は、民放に限らず新聞もそうですが、伝統メディアとしてこれまで培ってきた信頼感も含めて、これからも課題解決に向けて異なる立場から意見を出していくということは、まさしく多元性の話ともつながりますが、非常に大事であるというふうに思っております。ですので、そういう意味で大いに期待するというふうに私は思っております。

それから3点目、ネットシフトについては、少なくとも今我々は引き続き放送が主であります、視聴者の環境が変わる中で、放送、ネットのどちらが主従ではなくて、やはり放送からだけ情報を得る方もいらっしゃる、ネットからだけという方もいると思いますが、等しくNHKの価値というものを提供していくと、享受していただくというようなことを、我々も義務として負っていく、これは必要であるというふうに思っております。

【日本民間放送連盟 本橋事務局長】

最初の御質問ですが、NHKへの二元体制下における期待は、その次の質問とも関係しますが、放送の領域においては、NHKに大いに先導的役割、それから別の議論になりますが、中継局の共同利用の問題も含め、いろんな形で一緒にやっていきたい部分がたくさんあるのは、そのとおりでございます。例えば衛星放送の領域でも、NHKに先行していただいて、その後をついて民放が市場開拓していくという歴史があったことも、すぐ想起できるところでございます。その点においては、今までとあまり変わらないのではないかと思います。

ただ、ネットの領域、新しい領域についてどのように考えるかは、会員社の中でもいろんな意見がありますし、私がこの場でこうですと申し上げるのはちょっと難しいと思っております。

それから3点目は、当然ユーザーのいるところにビジネスがあるわけでございますので、TVerという形の共通の取組、それから各社はそれぞれのオンデマンドの取組を含めて、ネットでいろいろな事業に取り組んでいますし、ローカル局がどう取り組むのかも大きな課題だということですので。ネットに逃げていくユーザーを追いかけないのかということ、そんなことはないと思っております。

【内山構成員】

それでは、感想ですが、今日NHKが出されてきた新しい資料、個人的には残念でした。というのは、これまでの様々な御批判、正確に言えば、民放連と新聞協会が出された懸念によって、一種縮小計画を出されてきたという点において、そこは非常に残念だったというのは感想としてあります。ただ、何度も指摘がありますように、エビデンスのないまま懸念で非難されていますので、だったら一度やっぱりやってみるという必然性はあると思います。その意味では、縮小計画の中で実際にやってみるということ踏み出していくのが、基本的に妥当な考え方ではないか思いますというのが意見でございます。

【落合構成員】

私のほうからも進め方しかまだコメントしておりませんでしたので、内容についてコメントさせていただきたいと思います。

まず1つが、先ほど長田構成員がおっしゃっていただいた、利用者・視聴者の目線は非常に大事であると思っております、テレビを持っていない方がネットで公共放送を見るということを望まれる場合があれば、それは利用できるようにしていくことが重要なのではないかと思っております。

その中で、民放連のほうも回答の中で重く受け止める旨のお話があったように思っておりますし、新聞協会のほうも、同時配信等というお話がありましたが、全く理解できないものでもないという議論になっていたのではないかと受け止めました。

続きまして、第2点で、全体的な方向性についてです。やはり、先ほど内山先生も二元体制について御議論をしていただいておりますが、オンラインの情報空間も含めて二元体制を維持していくことは、これまで議論の、ワーキンググループの前提の基調になっていたと思います。そういった議論を踏まえて、NHKが、必須業務化としてオンラインの業務も実施していくべきだと思っております。ただ一方で、そのときにしっかり規律を受けていくという結論になる部分をしっかり明確にしていくべきではないかと思っております。私としては、この必須業務化をするという以前から、既にインターネット業務の実施基準の中で、事実上インターネット配信が行われてきており、もしくは理解増進情報という中で業務が行われているという中であると認識しております。むしろ必須業務化を行うことで、やや十分に縛り切れなかった部分について適正な規制を行っていくべきではないかと思っております。このNHKの実施基準の範囲、200億円の枠という中で事業を実施してこられました、その中で理解増進情報の予算上限というのが定められていたものの、理解増進情報については、特に民間からの懸念が示されていたということだと思っております。そういっ

た意味では、これまでの規制の内容というのが、どうしても実施基準が定められてはいるものの、ある程度フリーハンドが残っていたという状況ではないかと思っております。実際もともと基準をつくったときの目的を、最終的には達成し切れなかったのではないかと思っております。そういう場合には、むしろ、より厳しい規制を行っていくことが重要であると思っております。これは、放送の業界に限らず、ほかの業界でも、まずは例えば自主規制や軽い規律から始めていって、それでワークをしない場合にはより重い規律ということだと思えます。その意味では、必須業務化とセットでより細かく、競争上の評価も含めて、NHKのオンライン業務というのをチェックしていくということが重要ではないかと思えます。

同時配信等については、先ほども少し議論があって一定の御理解を得られる可能性がより高いのではないかと思います。無料配信によるテキストニュースなどによって民業圧迫というのが一層生じているのではないかという点は、新聞協会からも御指摘があったところだと思います。競争環境としては、このままの状態を維持して、ほかの財源を横流しするとか利用する形で無償のサービス提供を続けていくというほうが、より新聞協会や民間の方にとっても厳しい部分があると思えます。ネットでの配信についても、受信料を払われた方に対して提供していく形をできる限り設定していくことによって、適正な競争環境が形成されていくのではないかと思います。この際に、オンラインにおける放送の定義というのは、著作権法の中では一部議論された部分がありましたが、やはり同時配信等に限られるということでもあります。一方で、先ほどから申し上げているように、理解増進情報としてネットに出ているテキスト情報の限定ということが重要になってくるのではないかと考えております。そういった意味では、必須業務としては、同時配信等と最低限のテキスト情報という形にするべきであって、ただ、テキスト情報の中でも、例えば防災や報道等の一定の社会的価値、公益性があるものもあると思えますので、そういったものを優先してということとしつつ、詳細については今後議論されるべきことと考えております。一方で、理解増進情報については、やはり今般の衛星放送の問題もそうですが、ガバナンスの不備ということが本ワーキンググループの中でも議論をされてきている中で、やはり厳しい審査制度の対象に服するというを明確にするために、業務を同時配信等に加えて、こういった公益性を有するようなテキスト情報の部分というのを業務範囲として加えた上で、さらに競争審査についても行っていくという形が必要ではないかと思っております。こういったことによって、業務規律というのが放送波の場合と同様にかかるようになり、さらに現行のガバナンスに加えて審査体制が強化されるということになります。今回の事案を見ている中で、央戸構成員も先ほどおっしゃられていたように、ガバナンス自体の整備というのは一層大事ではありますが、こういった自己評価によって行われている部分について総務省の関与も踏まえて考えていくことが、より重要になってくると思えますので、こういった競争審査、

業務範囲に関する審査もしっかり行っていくことが重要ではないかと思えます。また、オンデマンドの部分については、もう既に有料配信をされておりますが、競争評価も考慮しつつ実施できるようにしていくということであると思えますので、この部分についても、必ずしも必須業務化ということではないであろうと思えますが、しっかりとした評価ができるような仕組みを考えていくことが重要であろうと思えます。

第3点としまして、このネットの規律の点についてですが、あくまで業務の規律については、基本的には放送の範囲は放送法の中では、あくまで電波によるものということになっていて、ブロードバンド代替も、あくまで義務の代替を定めるものになってくると理解しております。そういう意味で、今回、NHKについては、この必須業務化という中であえて業務を拡張していくということがありますので、その業務範囲について、電波の場合と同様の規律を行っていくということは重要であると思えます。一方で、こういった特殊な理由によってNHKにおいては若干対象の範囲がずれることになるということ踏まえて、民放においては一切こういった規律は行っていないということは、明確に取りまとめの中で確認していくことが重要ではないかと思っております。

民放の方々には、規制改革推進会議で議論をしてきている中でも、できる限りネットの業務を行っていただきたく、その際に、経営環境も相当厳しいという中で足かせになる事項をできる限り増やすべきではないと思えますので、そういったこれまでの議論の選択肢を増やすという意味で、そういった規律を民放の方に及ぼすことは決してないようにしていただくことが大事だと思えます。

【林構成員】

先ほどの宍戸構成員のお話にまさに啓発されてなんですが、そしてまた、落合先生の先ほどのコメントと重複する点なのですけれども、1点追加コメントがございます。

先ほど宍戸先生のお話の中で、放送法において第81条を改正して、条項を追加して、しっかりネット規律について明記すべきではないかというような具体的な御提案がございました。私、この御提案に賛成です。この点、私、前回の会合でしたか、ネット規律については、ネット上のコンテンツに放送の規律をそのまま当てはめるのではなくて、公共放送の自覚と責任において自主自律に委ねるべきというのが基本的なベースラインだと申しました。

その上で、ネット規律については、現行のネット配信に関する協会のガイドラインがございますけれども、それを本来業務化するのであれば、それに合わせてバージョンアップしていくということは最低限必要であるということも申しましたけれども、その大前提として、法律の中にしっかり原則を書き込んでいくというのが大事だと思えます。その点で、宍戸先生の御提案に賛成なのですが、先ほど宍戸構成員のお話をお聞きして、第81条を改めて眺め直してみて、今さらなが

ら1つ気づかされたことがございまして、それは第81条による規律というのは主語が「協会は」となっている点です。つまり、規律の名宛人というのはあくまでNHKとなっていて、放送事業者全般とはなっていない点かなと思います。つまり、いわゆるネット規律という場合は、私はNHKと民間放送事業者との間の一種の非対称規制というものがあってしかるべきだというふうに思っています。つまり、ネット規律について第81条を改正することはあっても、このことが例えば第4条第1項のように、放送事業者はとなっているような、つまり放送事業者全体が名宛になっているような第4条第1項、それを改正して新たな規律を導入するということには直ちに結びつくものではないし、そうあるべきではないというふうに思っています。新たな法規制を導入するという場合は、あくまで特殊法人たるNHKに対する非対称規制であるべきだろうと思っております。

【宍戸構成員】

長田構成員がおっしゃるとおり、視聴者の、あるいは日本社会の構成員の知る権利をどう充足していくかという目線から、放送制度、二元体制全体を考えて、NHKは民放を必要とし、民放はNHKを必要とする、相互の競争を通じて健全な発展を放送文化の発展、また放送の効用をもたらしてきたという歴史をやはり重く受け止めながら、この問題は議論していくべきだと改めて感じたところでございます。

規律の問題について、落合先生からも、また今、林先生からもお話をいただきました。改めて考えてみますと、諸外国で議論されている、今ここで広義に呼んでいる競争評価に相当するのがいわゆる公共価値テストであり、いろんなところでワーキンググループで議論してきたのですが、振り返ってみますと、4回目のワーキンググループのときの資料の4-1の20ページに、かなり詳しくイギリスの公共価値テストの説明がございまして。そこでは、BBCは英国公共サービスに対する変更案が使命の遂行及び1または2以上の公益目的の振興に貢献することなど、BBCの公共放送の目的が何であり、その達成に役立つのかどうかという、いわば実体的な規律というか基準がないと、まさに自主自律に基づく判断と広い意味での競争評価、競争と公共的な価値とのトレードオフとか調整ができないのでありまして、その点で、先ほど自主自律と、そしてそれにかかる実体的な規律としての放送法81条編集特例をきちんと見直していくべきではないかということをお願いしたつもりであったのですが、そのことを林構成員からも、的確な説明と御理解をいただき、私としてはうれしかったなと思っております。

こういった点について今後も議論をし、また、民放連から二元体制の趣旨に基づいての御発言であるとか、あるいは新聞協会から見たときにデジタル社会の知る権利、あるいは言論報道機関の多元性の確保という観点から、いろいろな御提案、御提言をいただければ、このワーキンググループ

の議論もより生産的なものになっていくかなと思っているところでございます。

【日本民間放送連盟 本橋事務局長】

まず、本日は民放連からの質問に対して検討いただいた上で御回答いただいたことには、感謝を申し上げたいと思います。ただし、すでに御議論がありましたとおり、内容につきましては、これまでの議論を整理されたというものと受け止めていまして、我々が抱いた懸念などについて解消したもの、方向性が決まってきたものではまだないと受け止めております。大事な問題ですので、ぜひ緻密な御議論をいただいて、より明確な形で私たちの懸念に答えていただきたいと思っていることを申し上げたいと思います。

【日本放送協会 根本理事】

新聞協会の質問については、なぜ必須業務なのかということだと思いますが、任意業務は究極的にはしなくてもいいサービスだと思います。一方で、やはりNHKとしては、情報空間の参照点の提供、信頼できる多元性確保への貢献という、この2点を通じて、放送法に掲げられております健全な民主主義の発達に資する、ということを目指していきたいと考えております。民放との二元体制で相互補完し、切磋琢磨することで民主主義の発達に寄与していき、この役割を目指すべきものだというふうに考えております。そういう意味では、必須業務になった場合、放送からだけ情報を得る方もいらっしゃれば、一方でネットからだけ情報を得る方もいらっしゃると思いますが、等しくNHKの提供する価値を享受いただくよう努める義務を負うということが、NHKの必須業務化だと理解しております。

いずれにしても、情報空間において、新聞、民放、NHKの多元性を確保しまして、多角的な視点も含めて様々な信頼される情報を出しているということが基本だと思いますので、その点をしっかり考えていきたいと思っております。

【山本主査代理】

既に多くの構成員の方から言われていることに尽きていると思いますが、一言だけ申し上げたいと思います。

1つは、今回の議論は、NHKが重い責任を負うことを意味していると思います。その場合に、NHKに特別な規律がかかるという話ですが、NHKは、法律によってつくられた組織であって、法律によってその任務が定められているという意味で、極めて特殊であります。民放等の場合、もちろん法律の枠組みの中で活動しなくてはいけないのですが、法律によって組織がつけられている、

あるいは法律によってやることが決められているという存在ではありませんので、そこが根本的に異なり、したがって、規律の仕方も異なる、言わば重い規律がかかるということもあり得ると思います。それは、先ほどの特に後半のほうの議論で確認されたところですが、私もそのように考えております。

その上で、規律の仕方については、1つは共同規制のやり方が参考になるということと、もう一つは、データが十分でない状態ですので、継続的に検証と説明を繰り返すプロセスが重要であると思います。初めから硬い基準をつくって、それをずっと適用していくというのは恐らく無理で、モニタリングをしながら基準等もアップデートしていくという継続的なプロセスが重要ですので、そういう形の規律を考えていくことになると思います。

【三友主査】

私も、今御指摘の点、そして、最初の宍戸先生のご発言の1点目でおっしゃった、同時配信の必須業務化によってNHKに重い責任を課すというところは非常に重要と思っております。それと同時に、長田構成員あるいは落合構成員がおっしゃっていた、国民が受信料を払っているのに、その国民がどういう方向を望んでいるのか、国民の求めているものを提供するというのもやはり重要であると思います。

(5) 閉会

事務局から、伝達事項の連絡があった。

(以上)